

岩手県告示第803号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第4項の規定により、次のとおり水防警報を行う河川を指定した。

平成30年10月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 河川名 稗貫川

2 指定区間

(1) 左岸 花巻市大迫町内川目第13地割16番4地先（早池峰ダム下流部）から花巻市大迫町亀ヶ森第24地割203地先（大沢川合流点）まで

(2) 右岸 花巻市大迫町内川目第10地割24番7地先（早池峰ダム下流部）から花巻市大迫町亀ヶ森第20地割84番1地先（大沢川合流点）まで